平成 28 年 7 月 10 日発行
秋田県ボランティア・ＮＰＯ活動
ニュース県南版

県南のＮＰＯを情報でつなぐ、ささえる。

Hot And New South Akita Npo

ハンサン

7
July
2016
Vol.113

大豆のタネを植え付けている様子

ポニーとのふれあい風景

◆表紙の紹介◆太田豆の学校コラボあそびばつくろ。

大豆から味噌づくりを親子でチャレンジする「豆の学校」は、市民活動団体の「太田一杯の味噌汁プロジェクト」さんの企画です。今年は美郷町太田で活動している「ちっちゃいもの倶楽部」さんと、「太田豆の学校コラボあそびばつくろ。」を開催します。第 1 回となった 6 月 4 日は 12 組の親子と一緒に枝豆『ほのか』を直播きしました。豆の学校の後は、ポニーと触れ合いました。

◆目　　次◆

Ｐ2　活動ウォッチング　　こまち女酒会
Ｐ3　アクティブシニア　元気の素　　阿野広美さん
Ｐ4　わくわくげんき　　忠義な猫の会
Ｐ5　助成金・イベント情報
Ｐ6　市民活動お役立ち情報　　NPO 法の話

あんべいいな秋田県

THEME_ボランティア／NPO

酒どころ湯沢から情報発信
～女子力ならぬ女酒力で日本酒を楽しむ～

DATA_団体情報

こまち女酒会(湯沢市)
代表／新山綾乃
携帯：090-5837-0280
https://www.facebook.com/comachi.joshukai/

大好き「湯沢」、大好き「湯沢の酒」

代表の新山さんは高校を卒業して、地元から離れ東京で仕事をしていく中で、ふるさと「湯沢」を想うことがあったと話す。街並みや人の温かさを懐かしむ自分がいた。「湯沢」で働く機会ができ、地域のために活動している市民団体があること、その市民団体での活躍する人の情報を知れば知るほどますますふるさとが大好きになっていった。自分を育ててくれた「湯沢」を他県に知ってもらうために何かしたいという気持ちが生まれはじめた。

湯沢の日本酒

こまち女酒会の発足

昔、地域の神社のお祭りでの御神酒として、飲んだ日本酒は刺激が強すぎて、決して「おいしいもの」とは思わず過ごす。ところが、日本酒の知識が無いのに仕事の関係で日本酒イベントの広報担当になった。日本酒を飲む機会が増え、あらためて口にしてみると、日本酒は飲みやすくておいしかった。ところが、日本酒のイベントへ参加しても、20 代、30 代の女性参加は皆無だった。「おいしいのになんで飲まないの？」と不思議だったが、「湯沢での日本酒のイメージ＝お父さんたちの飲み物」であり、若い世代の女性は甘いカクテルなどを好んで飲んでいる現状。日本酒が苦手だった自分がおいしいと思ったのだから、自分と同じ世代へ勧めたい。

こまち女酒会グッズ

その思いから「湯沢の特産品と日本酒を湯沢市内外に PR するグループ」として、湯沢市で仕事をしている女性たちによる「こまち女酒会」が発足した。

イマドキ女子のための日本酒入門

昨年は、酒蔵見学、川面漆器蒔絵体験、利酒師の解説付き食事会をツアー形式で開催した「イマドキ女子のための日本酒入門」。七夕絵どうろうまつりに合わせて、浴衣を着用しての「女酒 café」などを開催。今年の６月、「三関さくらんぼと日本酒を楽しむ会」では、酒蔵見学と湯沢の誇る三関のさくらんぼ狩りを体験するイベントを開催した。地元の観光資源や特産品を PR しつつ、日本酒に興味を持ってもらい、ファンを増やすイベントを開催している。また、Facebook や YouTube で動画を配信するなど、情報を提供している。

三関さくらんぼと日本酒を楽しむ会

活動への思い

行動する中で、活動資金が無いと現在何もできないため、企業や行政等に企画提案により協働連携していきたい。私たちの企画力を「使ってほしい」と考えている。現在、メンバーは仕事の合間を縫っての活動であるので、もっと気軽に活動できる環境を考えて作っていくことが課題であると認識している。無理のない範囲で、自分たちの好きな「湯沢」と「日本酒」を大いに PR していきたいと新山さんは語ってくれた。（熊谷淳子）※写真提供：こまち女酒会

地域でかがやくシニアをご紹介

アクティブシニア 元気の素

阿野広美さん（横手市山内）
川越トシ社中　団員

山内地域のとある高齢者施設。地域のお年寄り達が20名ほど集まっている。その中に阿野さんの姿を見つけた。歌や踊りを披露する一座の一人として交流会の進行役を務めていた。自らも歌や芝居を披露する。かつて村役場職員として地域活動のサポートに奮闘する当時の彼を知る私（筆者）としては、とても懐かしくもありうれしくもあった。定年退職後、５年を超える月日が流れている。「川越トシ社中」の一人（裏方兼企画係）として活動していたのである。メンバーは83歳を筆頭に、最年少66歳の自身を含めて男女5人。歌や踊り、芝居、朗読など多彩な演目をひっさげて地域の施設を訪問、交流活動を続けている。

相手の目線に合わせたサービス精神

畳の上に腰を下ろし、参加者と同じ目線で語り対話しながら要所要所で笑いを取る。そして、手作りのゲームやアトラクション。参加者と同じ目線だ。

自ら演じる民謡は、かなりの腕前である。以前、着地型観光企画の現地コーディネーター役を買ってくれた阿野さんとご一緒したことが何度かある。山内地域の素朴な山村風景の中に艶っぽく響き渡る彼の民謡は、その思い切りの良さにも感心したものだが、それを目の前で聴かされて感動しない観光客は一人もいなかった。民謡は２０代から歌っており、今も県内大会の優勝を目指して練習を続けているそうだ。

演目のひとつ、ミュージカル「ガード下の靴磨き」

公務員時代にいただいたものを地域へお返し

阿野さんの活動は、公務員時代に培った人脈やスキルがベースになっているのは言うまでもない。福祉、社会教育、生涯学習、地域づくり‥‥「ずーっと人と関わる業務だった」と振り返る。“公僕”としての仕事を通して自分はたくさんのものをいただいた。それを地域の人たちに還していかなければ、という思いがふつふつと湧いていると言う。

そんな阿野さんが、やろうやろうと思いながら、なかなか踏み出せないでいることがある。それは『よろず談話室』のようなもの。「人はそれぞれライフステージごとに超えるべき課題がある。そんな課題を抱える全ての人たちに解決のヒントが見いだせるよう、話を聞いたり、相談に乗ったり、あるいはもっと詳しい人へつないだり。そのためには、こちらから出かけて行って話し合いの場を作りたいんですよ」と。

「それを求めている人がいることはわかっているし、やれば良いこともわかっているんです。」そう言って頭をかく。わかっているけど、最初の一歩が踏み出せなかったと。確かにこれらの活動も、公務員時代に培った知識や人脈が大いに活きてくるはず。

「今回の取材が背中を押してくれた」。そう照れくさそうに話す阿野さんの瞳から、決心のようなものを感じた（ような気がした）。それが本当なら当紙としても本望である。阿野さんの新しい活動にも、乞うご期待である。（髙橋　茂）

横手高校定時制生徒が行く！

わくわくげんき Vol.2

横手市平鹿町で町づくりの活動をしている、忠義な猫の会会長の畠山博さんに高校生ライターの二人が取材をしました。

「忠義な猫」の石碑

畠山会長への取材の様子

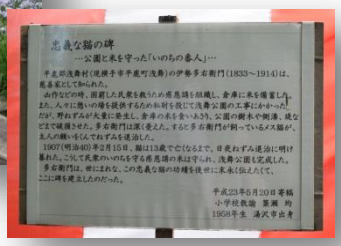

「忠義な猫」の碑の説明看板

6月25日、浅舞公園のあやめ祭りにて「忠義な猫」の会が紙芝居や歌・踊りを披露し、お年寄りや観光客が熱い視線を送っていた。

「忠義な猫」とは明治時代に現浅舞公園を造成、管理した伊勢多右衛門が子猫を貰い受け、大切に育てた猫である。当時は雑草が繁茂し、ネズミや蛇の害に苦しめられた。猫は飢饉の際に人々の「いのち」とも呼べる米倉の備蓄米を食い荒らしたネズミを、猫は自分の務めと心得たかのように日々退治し回った。猫でありながら、人々のために、ひたすらネズミ退治に奔走した。まるで神仏がのりうつっているようだったと伝えられている。県社八幡神社境内の修理をする際にも、ネズミと蛇がおびただしく、多数の被害が確認されていた。これも伊勢家の猫がネズミや蛇を日々退治し、１０年の年月をかけ撲滅させた。１９０７年には猫の功績を称え、伊勢多右衛門が碑を建立し、猫明神として祀られている。　（菅原寛人）

忠義な猫の会は今年で活動して５年。現在は１週間に必ず１回はメンバーが集まり活動している。目的はこの「忠義な猫」を大館のハチ公のように全国に広めるため。そのために紙芝居、歌（３曲）、踊り、お菓子（サブレ）等を製作してきた。またこれまでにこの猫の話を秋田県の文化交流祭「秋田の昔っこ祭り」にて話したこともあったそうだ。このように積極的に様々な活動を行なってきたことが功を奏し、平鹿地域振興局から表彰されたことも。

今後の大きな目標は猫サミットを開催することと、クラウドファンディングにて出資を集め、この猫を祀った石碑の老朽化を食い止めることだという。会長の畠山さんは「この猫がいたことで、当時の村人は命を救われた。今、この公園と神社境内があるのはこの猫のおかげである。まさに命の恩人だ。猫に関する民話や伝承は数あれども、人のために尽くした猫の話は全国的にも珍しいと思う。これからも活動を続けていき、全国に広げていきたい。」とおっしゃった。　（岩田健太郎）

※この猫、文献には名前が記されていないが、白と鼠色の体毛を持っていたことから忠義な猫の会では二色の毛＝「ニケ」と呼んでいる。

「忠義な猫」の紙芝居

「忠義な猫」の踊り

取材して感じたこと

忠義な猫の会の畠山博会長は我々の取材に対し、この活動に対する熱い思いや、今後のＰＲ活動・イベント開催について熱く語ってくださった。「忠義な猫」で町おこしをすることにより、地域の方々に元気を与える明るい話題になってくれれば嬉しいです。今回の取材では畠山会長の熱意がとても印象的でした。地域のために活躍する人の熱意は、僕らの持っている熱意とは違い“気迫”がありました。目標のために努力することの大切さを再確認した取材だったと思います。自分も熱意を持って、今後の活動を取り組んでゆきたいです。　菅原寛人

私は平鹿町出身ではないので、この猫の話はまったく知りません。今回、会の皆さんの活動や会長さんのお話を聞いているうちに「この会に対する熱意」が真摯に伝わってきました。このようなお話は、絶対に無くしてはいけないと感じました。その当時何があったのか、そして誰がどう思ったのか、それらが失われてしまうと文化的にも、またその地元の精神のようなものが無くなると言っても過言ではないと思います。この会の皆さんは本当に素晴らしいことをしていると心から思えました。これからも積極的な活動を続けて行ってほしいと思います。　岩田　健太郎

写真撮影（菅原、岩田）

❖助成金・イベント情報❖

2016 年 Panasoic NPO サポートファンド（子ども分野・環境分野）

第三者の多様で客観的な視点を取り入れた組織基盤強化の一連の取り組みを応援

募集期間：平成 28 年 7 月 14 日(木)～7 月 29 日(金)
助成金額：上限 200 万円
応募要項：パナソニックのホームページ
http://www.panasoic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/pnsf.html

子供の未来応援基金による NPO 等支援（未来応援ネットワーク事業）

貧困の状況にある子供たちの抱える困難やニーズは様々であり、貧困の連鎖を解消するためには、制度等の枠を超えて、一人ひとりの困難に寄り添ったきめ細かな支援

応募締切：平成 28 年 7 月 29 日(金)
支援金額：上限 500 万円
応募方法：http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/
問合せ先：未来応援ネットワーク事業 申請事務センター
TEL：03-6435-5752

第 29 回国づくりシンポジウム 開催団体募集

対象とする活動は、地方公共団体または非営利の市民団体が実施する地域づくり、まちづくりに関するシンポジウムの開催。（テーマ：街づくり、環境、景観、地域活性化、中心市街地、地域振興等地元の問題。 基本的には自由）

締切：平成 28 年 7 月 29 日（金）
助成金額：上限 70 万円
連絡先：一般財団法人 国土計画協会
TEL 03-3511-2187
http://www.kok.or.jp/project/symposium.html

「C･Net 若者あきた地域ネットワーク交流会」への参加募集

若者と、地域で活動している人たちとの出会いの場。自分たちの住む地域のことを話し合い、地域への思いや、できることをつなげよう

県央：平成 28 年 9 月 17 日(土)、県北：10 月 8 日(土)、
県南：11 月 12 日(土)　13:30～16:00
申込み・問合せ先：
特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
TEL:018-829-5801　E-mail:yutori@circus.ocn.ne.jp

あきたスギッチファンド冠ファンド第 2 回目「少子化対策応援ファンド」応募

子どもを産み育てやすい環境づくりや子育て支援などの、秋田県の少子化対策に取り組む団体の事業が対象。

締切：平成 28 年 7 月 20 日（水）締切厳守
助成金額：上限 20 万円コース 2 団体
上限 30 万円 2 団体
連絡先：秋田県北 NPO 支援センター：0186-49-8553
中央地区：あきたパートナーシップ：018-829-5801
県南地区：秋田県南 NPO センター：0182-33-7002

横手マンドリンクラブコンサート開催

学生時代にマンドリンオーケストラに在籍していた経験者が中心となり、年齢幅の広いメンバーさんたちが音楽の楽しさを伝えるコンサート

日程：平成 28 年 7 月 16 日（土）10:30～
場所：横手駅前　Y²ぷらざ 1 階
料金：入場料無料
問合せ先：横手マンドリンクラブ
TEL：0182-32-9438

公益社団法人日本フラワーデザイナー協会 平成 29 年度　NFD one leaf fund

里山をはじめとする日本の自然環境及び景観の保全につながる公益的な活動に対する援助。
植物保護活動、自然保護・環境保全の調査・研究、花や植物を通じた環境福祉活動

締切：平成 28 年 8 月 31 日（水）
助成金額：80 万円以内
連絡先：公益社団法人日本フラワーデザイナー協会
TEL：03-5420-8741

活動資金調達をお考えの NPO 法人・市民活動団体向けの助成金情報です。
申請書の書き方等の相談を受け付けております。
ご相談（0182-33-7002）ください。
休館日（木曜日）

THEME

NPO 法の話

前回の「NPO 法人における登記手続きの話」での内容において、NPO 法が改正される情報を掲載しました。NPO 法人を運営していくうえで、関わる NPO 法（正式名称は特定非営利活動促進法）について内容を再認識してみましょう。

（熊谷淳子）

◆NPO 法はなぜできたか

平成 7 年 1 月に起きた阪神・淡路大震災の後、営利を目的としないことをはっきりさせ、官庁による制約をできるだけ排除した自由度の高い非営利法人制度の必要性により、国会議員や市民団体が協力して立法活動が具体化して NPO 法ができました。

◆「NPO 法」のこれまでの経緯

H7. 1. 17	阪神・淡路大震災発生
H8. 12	「市民活動促進法案」第 139 回国会提出（議員立法）以後、継続審議
H10. 3. 19	衆議院にて「特定非営利活動促進法（NPO 法）」が可決成立（同年 12 月 1 日施行）
H13. 10. 1	認定特定非営利活動法人制度（認定 NPO 法人制度）の創設（H13 年度税制改正）
H14. 12. 11	改正 NPO 法の成立（翌年５月１日施行） ※特定非営利活動の種類の追加、暴力団を排除するための措置の強化　等
H15. 4. 1	認定 NPO 法人制度の大幅拡充（H15 年度税制改正）
H16. 12. 24	「今後の行政改革の方針」（新行革大綱）を閣議決定 ※公益法人制度改革における基本的枠組みを具体化
H17. 4. 1	認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和（H17 年度税制改正）
H18. 4. 1	認定 NPO 法人制度の認定要件の大幅緩和（H18 年度税制改正）
H18. 5. 26	公益法人制度改革関連３法案成立
H20. 4. 30	認定 NPO 法人の認定要件の大幅緩和（H20 年度税制改正）
H23. 6. 15	改正 NPO 法の成立（翌年４月１日施行） ※NPO 法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し、　認定制度の見直し（仮認定制度の導入等）等
H23. 6. 30	認定 NPO 法人の認定要件の大幅緩和（H23 年度税制改正）
H24. 4. 1	改正 NPO 法の施行

◆NPO 法の内容

活動分野：NPO 法第二条に、NPO 法に掲げられている 20 分野においての活動であって、不特定多数の利益の増進に寄与する活動でなければなりません。

社員：NPO 法人は特別な資格等がなければ社員になれないというものではなく、入退会が自由でないといけません。また、10 名以上が必要です。

役員：理事３名以上、監事１名以上が必要です。

役員報酬：役員報酬を受けられる役員数は役員総数の三分の一以下とされています。

宗教活動等：宗教活動や政治上の主義の推進を主たる目的にすることはできません。

選挙活動：特定の公職（国会議員や地方議会議員・知事・市町村長）や政党への推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とすることはできません。

暴力団：暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないことが必要です。

●選挙活動について注意点

特定の候補者を個人で推薦する場合に、推薦人の肩書きを「NPO 法人▲▲▲　理事長◆◆◆◆」という書き方をした時に、法人として推薦しているとみなされる可能性があるので注意が必要です。

＜参考文献＞
＊法務省ホームページ
https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei/hourei
＊NPO 便利帳（秋田県）

編集スタッフのつぶやき VOL.3

情報誌編集員
熊谷淳子

今年度は、いろいろな会議や交流会等に出席する機会が増えました。普段生活している中では、新聞やニュースで知り得た情報だけで充分だと思っていました。ところが、市民活動団体からの情報を知ると、活動の奥深さを知りました。また、ひとつの団体の代表者と知り合うことができると、他の団体を紹介してもらうなど人のつながりがもてることができ、嬉しく思っています。これらのことは情報誌をつくる上で、市民活動を知るには団体とのつながりを持つことが大切なんだと気づかせてくれる出来事です。

秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース県南版
ハンサン
2016 年 7 月 10 日発行
7 月号　VOL.113
発行：秋田県企画振興部地域活力創造課
〒010-8570　秋田市山王四丁目 1-1　TEL.018-860-1245
編集：特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター
（南部市民活動サポートセンター）
〒013-0046　横手市神明町 1-9

南部市民活動サポートセンター
【相談受付】月・火・水・金 9：00～18：00　土　9：00～17：00
【休館日】木曜日・年末年始（12/29～1/3）
〒013-0046　横手市神明町 1-9
TEL.0182-33-7002　　FAX.0182-33-7038
E-mail：ssc7002@luck.ocn.ne.jp
http://www.akita-kenmin.jp/hq030001